

【確定】港区客引き行為等防止巡回指導業務委託事業候補者選考第一次審査集計結果

			配点	A事業者					B事業者				
				A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員
1 業務実績について【様式5、6】													
(1)	事業者の業務実績 ※事務局採点	事業者は、平成28年度から令和2年度に地方公共団体又は民間企業等から発注を受け、履行期間3か月以上継続して客引き行為等防止巡回指導業務と類似した業務を行った実績を有しているか。 【類似業務の基準】 官公庁等の条例等の規定に基づき、委託により巡回啓発・指導を行う業務（車両による巡回啓発・指導を除く。）。なお、同一発注機関での同一業務については、1件として扱う。 実績なし：0点、1件～3件：3点、4件～6件：4点、7件以上：5点	15	15	15	15	15	15	9	9	9	9	9
				5点×3=15点 (21件の業務実績あり)					3点×3=9点 (3件の業務実績あり)				
(2)	警備員指導教育責任者 (同資格保有者)の業務実績	警備員指導教育責任者（同資格保有者）は、平成28年度から令和2年度に地方公共団体から委託を受け、類似した事業の実績を有している。または警備業としての豊富な経験を有している。 【類似業務の基準】 官公庁等の条例等の規定に基づき、委託により巡回啓発・指導を行う業務（車両による巡回啓発・指導を除く。）。	15	15	12	9	15	12	15	15	9	12	9
2 業務に対する基本的な考え方・取組姿勢【様式7】													
(1)	業務に対する基本的な考え方・取組姿勢	業務の目的や内容を正確に理解しているか。業務遂行に向けた考え方、取組姿勢、視点など十分な意欲を有しているか。	10	8	8	6	8	6	8	8	6	10	10
3 人材の確保及び教育について【様式8】													
(1)	人材の確保について	業務に従事させる職員は、警察官OB等の実務経験者を確保するとともに、実績や経験を有しているか。また、その職員を確保する計画が適切かつ実現可能であるか。急な欠員に対応できる体制が確立されているとともに適正な雇用形態であるか。	20	16	16	16	12	12	20	16	12	20	16
(2)	業務従事者への教育について	事業実施に必要な教育のほか一般教養や接遇、スキルアップや事業の充実のために必要な体制が整っているとともに豊富な経験を有した指導担当者による効果的な研修（目的・手法・内容）を実施し、指導員の質やモチベーションの向上など人材育成が期待できる提案がなされているか。	20	20	16	16	12	12	20	16	12	20	20
4 実施体制等について【様式9】													
(1)	安全対策について	業務を安全に履行する体制及び業務中の事故等防止対策が確立されているか。新型コロナウイルス感染症を踏まえ、業務環境の整備が適切であるか、指導員への安全対策を適切に講じているか。	10	8	8	8	8	6	10	8	6	8	10
(2)	区との連絡体制について	区との連絡を統括する監督者を配置する指揮系統が確立されており、区からの指示事項等の把握及びそれらに基づく業務履行を適切に確認したり、速やかに区へ報告することが出来る体制が確立されているか。	10	6	8	6	6	6	6	8	8	8	10
(3)	緊急時の体制について	業務履行中に発生または発見・現認した事件、事故など緊急時の対応及び関係機関との連絡・連携体制が確立されているか。	10	8	8	6	10	6	8	8	6	10	10
(4)	警察等関係機関や関連他業務との連携等について	業務の実施にあたり、警察等関係機関との連携体制が構築できる提案となっているか。また、関連他業務（港区青色防犯パトロール業務、みなたばこルール巡回指導等業務）との連携体制を構築し、迷惑行為等の抑止・啓発等の共通事項に対応できる効果的で具体的な内容が提案されているか。	15	9	12	9	15	9	12	12	9	15	15
(5)	業務従事者間の連携等について	警備員指導教育責任者から指導員への指示体制が整っているか。指導員同士の連携を高める体制を確保しているか。	15	12	12	9	15	9	9	12	9	15	9
(6)	業務管理について	従事職員を適切に配置し、かつ円滑な業務実施や職員の管理を行う体制が整っているか。業務開始までの準備工程や体制、業務履行に対する勤務体制は適正であり、確実に業務を履行できる体制が整っているか。	15	12	12	9	12	6	12	12	9	15	12
5 区民や来街者等への対応について【様式10】													
(1)	区民や来街者等への効果的な周知・啓発について	港区客引き行為等の防止に関する条例、六本木安全安心憲章及びその他社会通念上の迷惑行為の抑止について、効果的に周知・啓発する方法・体制が確立されているか。	10	8	8	6	8	6	8	8	6	10	6
(2)	区民や来街者等からの要望等への対応について	区民や来街者等から要望等を受けた際の対応が適切で、信頼されるような対応が提案されているか。	10	8	6	6	10	8	8	6	10	6	

		A事業者					B事業者						
		配点	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	
6 各地区の地域特性を踏まえた改善手法について【様式11~14】													
(1) 新橋地区の地域特性を踏まえた改善手法について【様式11】													
ア	新橋地区における客引き行為等の地域特性の把握及び現状分析	新橋地区における客引き行為等の状況や特徴を的確に把握し、分析しているか。 【評価のポイント】①発生場所②発生時間帯③発生人数④業態等の特徴⑤客引き行為者の特徴	10	8	8	8	10	8	8	6	10	10	
イ	状況改善に向けた具体的な手法及び期待される効果	新橋地区の現状を踏まえ、効果（客引き行為者の減少）を期待できる実現可能な提案となっているか。	10	8	8	6	8	6	8	8	6	10	8
(2) 六本木地区の地域特性を踏まえた改善手法について【様式12】													
ア	六本木地区における客引き行為等の地域特性の把握及び現状分析	六本木地区における客引き行為等の状況や特徴を的確に把握し、分析しているか。 【評価のポイント】①発生場所②発生時間帯③発生人数④業態等の特徴⑤客引き行為者の特徴	10	8	8	6	10	6	8	8	8	10	10
イ	状況改善に向けた具体的な手法及び期待される効果	六本木地区の現状を踏まえ、効果（客引き行為者の減少）を期待できる実現可能な提案となっているか。	10	6	6	6	8	6	8	8	8	10	8
(3) 赤坂地区の地域特性を踏まえた改善手法について【様式13】													
ア	赤坂地区における客引き行為等の地域特性の把握及び現状分析	赤坂地区における客引き行為等の状況や特徴を的確に把握し、分析しているか。 【評価のポイント】①発生場所②発生時間帯③発生人数④業態等の特徴⑤客引き行為者の特徴	10	8	8	6	10	6	8	8	8	10	10
イ	状況改善に向けた具体的な手法及び期待される効果	赤坂地区の現状を踏まえ、効果（客引き行為者の減少）を期待できる実現可能な提案となっているか。	10	6	8	6	8	6	6	6	6	10	8
(4) 大門・浜松町地区、田町地区及び品川地区の地域特性を踏まえた改善手法について【様式14】													
ア	大門・浜松町地区、田町地区及び品川地区における客引き行為等の地域特性の把握及び現状分析	大門・浜松町地区、田町地区及び品川地区における客引き行為等の状況や特徴を的確に把握し、分析しているか。 【評価のポイント】①発生場所②発生時間帯③発生人数④業態等の特徴⑤客引き行為者の特徴	10	8	8	6	10	6	8	8	8	10	10
イ	状況改善に向けた具体的な手法及び期待される効果	大門・浜松町地区、田町地区及び品川地区の現状を踏まえ、効果（客引き行為者の減少）を期待できる実現可能な提案となっているか。	10	6	8	6	8	6	8	8	8	10	8
7 事業の充実にに向けた提案について【様式15】													
(1)	事業の充実にに向けた提案	これまでの区の取り組みをさらに推進し、事業の目的を達成するため、新たな提案がなされているか。また、提案内容は、体制や経費等の面から本業務の目的を達成することが出来る実現性が高いものとなっているか。また、安定して継続的に運営ができるか。	20	12	12	12	16	8	16	16	12	20	20
8 見積額の評価【様式なし】													
			1点×5=5点 (見積額は、305,800,000円(税込み) 事業規模額の99%)					2点×5=10点 (見積額は、297,987,448円(税込み) 事業規模額の97%)					
(1)	見積額 ※事務局採点	港区の提示金額に対し、見積額が提示額範囲内の金額であるか。 ●事業規模:305,822,000円(税込み) 事業規模より高額:失格 見積額が事業規模額の 100%~98%:1点 98%未満~96%:2点 96%未満~94%:3点 94%未満~92%:4点 92%未満~90%:5点 90%未満:1点	25	5	5	5	5	5	10	10	10	10	10
				A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員
各委員の採点の合計(加点項目を除く)			300	220	220	188	239	176	233	228	187	272	244
				/300	/300	/300	/300	/300	/300	/300	/300	/300	/300
一次審査小計(1)			1500	1043					1164				

		A事業者					B事業者					
加点項目	配点	点数					点数					
(1) 区内事業者優遇	10	10(該当する)					10(該当する)					
(2) ワーク・ライフ・バランス推進企業の評価	10	0(該当しない)					0(該当しない)					
(3) 障害者雇用の評価	10	0(該当しない)					0(該当しない)					
(4) 環境配慮に対する評価	10	0(該当しない)					10(該当する)					
(5) 災害協定活動に対する評価	10	0(該当しない)					10(該当する)					
加点項目の合計(2)	50	10					30					
一次審査合計点(1)+(2)		1550	A事業者 第一次審査(書類審査)合計点 1053					B事業者 第一次審査(書類審査)合計点 1194				